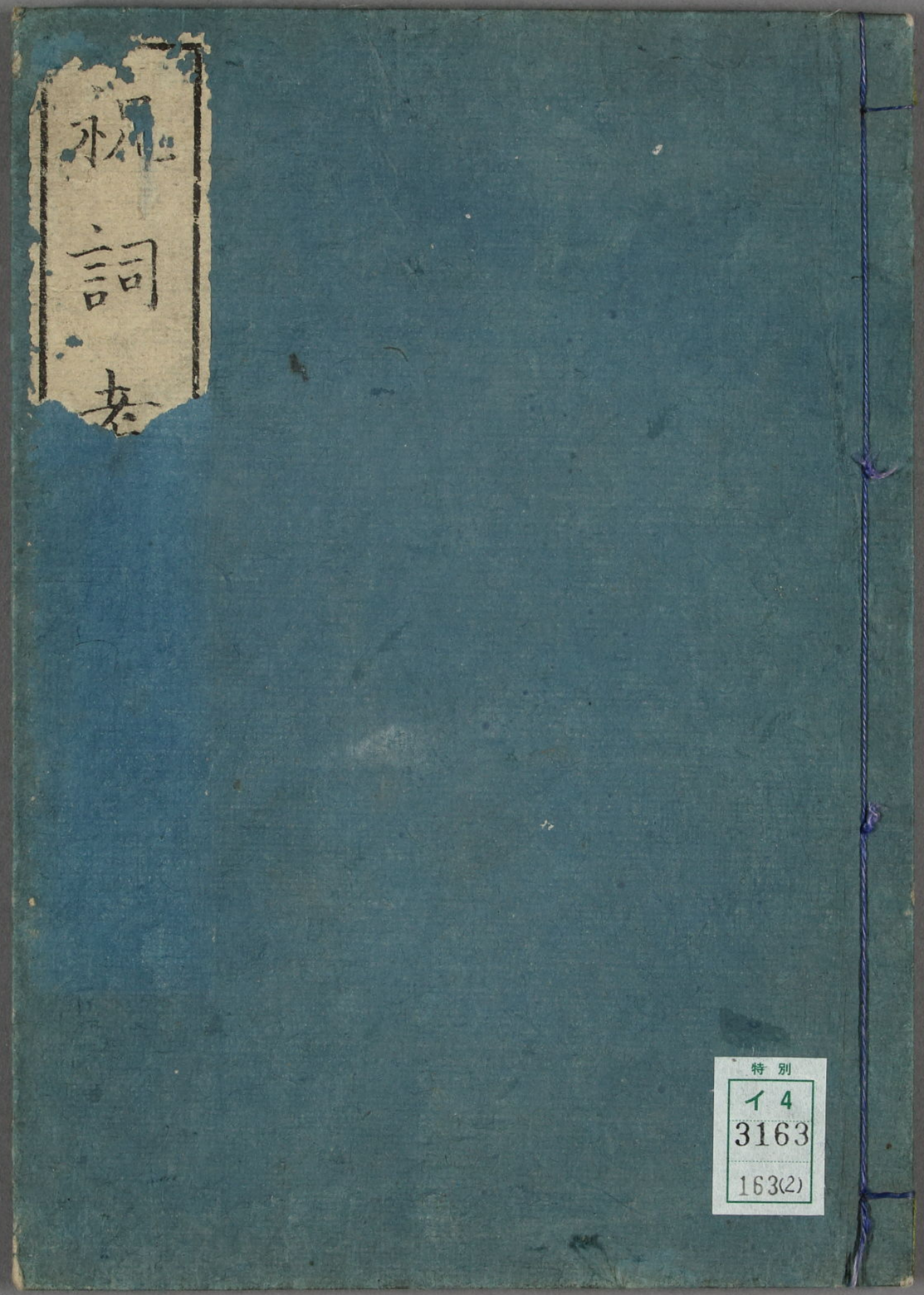

特別
イ4
3163
163(2)

資14 3163 163(2)

祝詞考中卷

○大殿祭（おおとのほかい）

宮内省式ニ、神今食、新嘗ニ祭、明日平旦、大殿祭。此二祭ニ供奉ノ後、負親儀式ヲ、祭前者、不ㇾ奏ㇾ之。祭訖者、奏ㇾ之。但、無ㇾ闕錄ㇾ之。若闕錄者、不ㇾ奏ㇾ之。其輔佐已上奉ㇾ之。

諸忌部等、至ㇾ延政門ニ、令ㇾ大舍人ㇾ申ㇾ門。中ㇾ門、東面、南方ニ立。日苑門ヲ入ㇾ自ㇾ中門ㇾ入ㇾ自ㇾ東面ㇾ南方ニ立。日苑門ヲ入ㇾ自ㇾ中門ㇾ入ㇾ自ㇾ東面ㇾ南方ニ立。

宮内省ノ官人、神祇官ノ官人、忌部ノ官人、宮主、卜部等、著ㇾ朝服ㇾ入ㇾ自ㇾ中門ㇾ入ㇾ自ㇾ東面ㇾ南方ニ立。

右神今食明日平旦、三代実録、六月十二月ノ十一日ノ夕ヨリ、晩ニ至ル、大殿祭ヲ行フ。

○この下、今ノ式ハ、ソノ十二日ノ平旦ニ行フ。神祇官、忌部、卜部等、著ㇾ朝服ㇾ入ㇾ自ㇾ中門ㇾ入ㇾ自ㇾ東面ㇾ南方ニ立。

神部四人、卯之中臣忌部官人、宮主、史生、神部等、著ㇾ朝服ㇾ入ㇾ自ㇾ中門ㇾ入ㇾ自ㇾ東面ㇾ南方ニ立。

分前行、御巫列ㇾ案後至ㇾ延政門ㇾ外、置ㇾ案、實ㇾ子ㇾ上、掃部、察ㇾ大舍人ㇾ

呼門如常闈司奏云大殿保賀比能事申賜登宮內省官姓名呼門故爾申敕曰今申闈司傳宣云姓名申令申宮內省進訖敕奏云大殿保賀比供奉年登神祇官姓名候止申敕曰奧之宮內省祈唯中臣忌部官人著木綿鬘忌部之如木綿垂立案前直進仁壽殿御巫等入自宣陽門中重東西候於內裏隨案共入至殿東簀子數上御巫等執笏中臣忌部御巫等次入仁壽殿御巫一人進坐震戸散米忌部執玉懸殿四角次御巫等散米酒切木綿於殿內四角退出中臣候仁壽殿南忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸御贖物於殿四角次懸御贖物自陰明門退出次宮主引神部忌部至御炊殿懸木綿散米酒如初自藏司請錄有差御巫料送內侍司令申訖引使部以上就宮內

魯美之命以氏。皇御孫之命乎。天孫降臣遂仕奉焉。

天津高御座尓坐。皇御孫命乃。天津

璽乃鏡劔手。

○公式令に神璽宝劔不用之者八御即位の事條下の注に引る大寶令の文に同じ。

○伊邪那伎の命の御鏡を天照大御神の御魂と稱し給ふ事は神代紀一書に大汝貴命の申給ふ詞に原出たり。

寔の一言を疑ふ人あれバ。記紀の一書の三種の寶ものこと有ふつまびらかに神代紀の一書に天照大御神を生まし給ふ時伊邪那伎命より其御頸珠を賜ひ天照大御神而詔曰汝命者所知高天原矣。亦汝命之御頸珠。宜御寶。是時。天照大御神の詔まく。此寶物者。則我兒正勝吾勝勝速日天忍穂耳尊。當傳而長隱者矣。爰素戔嗚尊。既得天照大御神之頸珠。乃賜于八坂瓊而貫之。仍繫于天真名井。而誓之。於是副賜遠伎斯八尺勾瑯鏡及草薙劔云云と云事記せる是なり。此を以て彼一書に曲玉鏡劔を三種神寶と云ものあれども。且その勾瑯を主とする故ぞかし。

主とする故ぞかし。

○祝詞考中

うけまひあがめ給ふ。天孫降臨まし給ふ時。天照大御神の御頸珠を賜ひ。國ゆづりまし給ふ時。天照大御神。我を祭ること。吾孫の御魂を祭るごとくせよ。と詔給ふ。此等の御事ども。皆此勾瑯を指給ふ。故に此勾瑯を。天孫の御魂と稱へ奉るなり。

○擎持賜天言壽語

擎持賜天言壽

擎持賜天言壽語

擎持賜天言壽語

擎持賜天言壽語

○此の下ゝゝし訓を缺し一万里ゝゝれのみ脱ぬかどゝもゝゝ。

○原の下ゝ乃の字ゝ。脱ゝゝ倭ゝゝ補。

之命（ミコト）。神代紀一書曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫。可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。ゝゝゝ

天降利賜比志。食國天下登。古事記。食國。訓食長須。いひ。遊ことを。
比志くがへめすを。義須といふ條ヲ。

御孫之命乃。天津日嗣所知食須皇

小峽爾立留木乎。峽。山と山との間也。万葉に山のかひといへり。もと
万葉に山ゆ春のもりくるとよめるごとし。良材を擇ぶことのあるべし。今も
のくまをよめることのあるをおもふべし。峽。山のかひ。
されど。志のらあるべし。

齋部能齋斧乎以伐採

氏。文亀儀式に。大嘗宮條に。齋部男六人。子等五人。工十人。夫等。為採門院料材。向ト食山。即祭山
神。其料云云。供物等。祭畢造酒童女。執齋斧伐樹工。五次之役。次之
詔辭來。この數ことば。考のごとくにて伐ること。紀にも。ほゝ見えたり。

高殿を搆る。山神木靈。

山神爾祭氏。五處。

中間乎持出

來氏。この才間を。
今も遠き深山人夫。木を伐てその梢を折て切口に。
のゝしらせ。こゝにて。いよ〳〵も。本末を。山神。
りぬるを。こゝにて。
齋鉏乎以齋柱乎立氏。

文亀儀式。大嘗宮。
柱立の前に。大祓のごとく。
始作門。造酒童女。執齋鉏。掘掘實殿四角柱穴。物部次之。役夫次
之。その由。祭て。柱穴に。童女の鳴物。

も乃も。祓をバ式牧宍。宍脯入の類をバ。皇御孫之命乃。天之御翳止。上ゟ蔭と出〳〵ハ。下ゟ翳と出〳〵ハ。皆其物ゟ出〳〵詞也。御翳日之御翳乃。古ー語ニ云ふ。あゝこそ主所也。所ハ備ゆる〳〵詞也。下ゟも云へるごとく。未稲乃神ゟ。いへるごとく。おゝふよ。未稲乃神ゟ。稲乃ごとくに。いよ〳〵殖ゆる詞也。考ふべし。仕奉。仕留。瑞之御殿乃。古ー語ニ云ふ。あゝこそ主所也。所ハ備ゆる〳〵詞也。下ゟも云へるごとく

御量持前の幣帛「天下」天神之宮遣奉請而云云。

下於綱根こりあめとそのの綱も浪世ゝ如くそあらんぺ葛とてさゝれと紀ゝ葛根ゝもゝそのゝ縄根ゝなどゝゝそいゝゝそかゝるそ。

波府蟲能禍無 波府蟲とは昆虫の害あるそを神代紀一書よ大己貴少彦名命云云為攘鳥獣昆虫之災異則定其禁厭之法とそ。古事記よ蛟男命の天降ゝ多ゝ時ゝ蠶室ゝ寝ゝ蜚蜂ゝ為ゝ御祓ゝ為ゝ撥止ゝすあるそ。

極美天乃血垂飛鳥乃禍無 古事記よ天若日子の死るを下れ御祟神祝部の辞よ我ゝ為る津ゝ状ゝ為ゝ奴ゝ如ゝ姑攫鳥ゝいふ。狭布依氏と云ゝふこゝそ血垂るゝといふ。美也。古事記よ天若日子の死るを聞て妻子ゝ来哭ゝ為ゝ時ゝ其ゝ姑攫鳥ゝいふ。喪屋ゝ作ゝ為ゝ状ゝ如ゝ姑攫鳥ゝいふ。又鬼神ゝ為ゝ状ゝ如ゝ鵄ゝ為ゝ而ゝ口ゝ画ゝ赤ゝ為ゝ而ゝ哭ゝ来ゝ為ゝ状ゝ如ゝ姑攫鳥ゝいふ。古ゝ人

伎。こゝもまことの（コト）ま幸（サキ）とい（イ）ふべき（ベキ）なり。下（シタ）つ巻（マキ）に。晩（ヨル）ハ御（ミ）坐（ア）す所（トコロ）をいふ。都（ミヤコ）比（ヒ）ハ。統（ツヅキ）合（アハ）を縁（ヨセ）たる。佐夜伎（サヤキ）そ。その義（コヽロ）ハ。紀（キ）の風（フリ）喧（サヤ）擾（ギ）之聲（ヲト）。此（コヽ）ニ云（イフ）左（サ）郷（ト）離（サカ）り。ト（ト）が如（ゴト）くやめきさわぐ。こと（コト）しも神武（カムヤマト）紀（キ）に。

夜女（ヨメ）乃（ノ）伊須（イス）々伎（ツキ）。伊豆都志（イヅツシ）伎事（コト）無（ナ）

久（ク）。夜女（ヨメ）そ。女（メ）ハ妻（メ）をいふ。こゝハ。のちの事（コト）をいふ。米（メ）と訓（ヨム）。後世（ノチノヨ）の事（コト）ハ。必（カナラ）ず。彩婦（アヤメ）を。こゝに。出（イダ）し。神武（カムヤマト）紀（キ）に。

いそ（イヅ）ぐ。式（シキ）日（ヒ）を。妹女（イモメ）と。共（トモ）に。御床（ミトコ）を。仕（ツカマツ）り。事（コト）を。ハじめ。ますなり。と。あるに。よく。かなへり。○伊須々伎（イスヽキ）の伊ハ。発語（ソヘコト）。須々伎（スヽキ）ハ。伎（ギ）の伊（イ）を。重（カサ）ねたる。ものにて。伎（キ）に。同（オナ）じ。○伊豆都志（イヅツシ）伎事無（コトナ）と。ハ。御床（ミトコ）の神（カミ）の夫（セ）を。ほめ。たゝへ。たる。詞（コトバ）なり。

○今（イマ）もとの（ノ）ま幸（サキ）くあ（ア）ら（ラ）む。

○久（ク）下（シタ）巻（マキ）に。今（イマ）ハ能（ヨク）を。為（シ）給（タマ）ハ。ん。と。為（シ）給（タマ）ハ。ず。と。ハ。ん。と。ハ。ず。と。の。ちがひ。ハ。あれ。ど。こゝ。ハ。ん。と。ハ。ず。と。の。ちがひ。ハ。なし。

戦（イクサ）ふ。を。須（ス）る。志（シ）競（キホ）ふ。い。ふ。伎（ギ）ふ。り。ふ。ぐ。同（オナ）じ。こゝ。も。もと。の。ま。幸（サキ）く。あ。ら。む。と。ハ。ず。ぐ。ろ。ぐ。す。せ。○伊豆都志伎事無（イヅツシキコトナ）と。を。ほめ。たゝへ。たる。詞（コトバ）。右（ミギ）ハ。いまだ。戦（イクサ）を。ハじめ。ざる。ほど。の。ことなり。

○名手（ナテ）白久（シラク）。屋船（ヤフネ）豊宇気姫命（トヨウケヒメノミコト）登（ト）。俗（ゾク）。謂（イヒ）宇賀能美（ウガノミ）多麻（タマ）今（イマ）。世（ヨ）産屋（ウブヤ）

名手（ナテ）白久（シラク）。屋船（ヤフネ）久々（クヽ）能遅命（ノチノミコト）。を本（モト）霊（タマ）也。ハ右（ミギ）こい修（シウ）て。

屋船豊宇気姫命（ヤフネトヨウケヒメノミコト）登（ト）。俗（ゾク）。謂（イヒ）宇賀能美（ウガノミ）多麻（タマ）今（イマ）。世（ヨ）産屋（ウブヤ）

うんどのうるはしき名。○須佐能男命。○大宮。○神代紀のいざこさ舎人。錦。○そもそもきたなきものの○貴稲荷命と申すひすなの本社。○そもそも同神をいはふ。○舎人持。○曙。○宇気持。○うけもち。○気仲哀帝。○ほめ。○称。○持。

○續日本紀ノ天平十五年ノ條ニ従五位下ノ人姓ハ大城ノ治王石ノ人姓ハ伊勢ノ飯高ノ君ノ人姓ハ大和ノ宿禰ノ人姓ハ天照大御神ノ高市ノ皇子ノ尊ノ子孫ナリ。

以二碎木一束稱二之一。乃以レ米散二屋中之類也。○稲魂。○奉福爾。○依。○齋。○麻波。○持。○浄利。○造仕。○禮。○留。○瑞八尺瓊。○能。○御吹。○支乃。○五百都。○御統。○乃玉。○爾。○斎。○忌。○作。○遠祖豊玉。○造玉。○首。○が爾。○出雲國。○所進。○御贄波。○六十連。三時大嘗祭料。三十連。臨時。二十四連。○吹。○備。○堅磐。○常磐。○奉護利。○五十檜。○御世。○足良。○志。○御世。○登。

於二戸辺一還。○辞本。○玉。○稲魂。○稲。○散。○屋。○上。○依。○いはふ。○いふ。○古。○志。○稲魂。○舎人。○錦。○そもそも。○貴。○稲荷。○ほめ。○称。○持。○気仲哀帝。○祭。○奉。○持。○曙。○宇気持。○うけもち

しのこゝろく八十曇ゝ
深ひる玉ゝ深ゆる八尋殿を
玉ゝ一所へ集斎ゝ
りの如し氏ゝ
氏八百伴の諸ゝ
をも諸ゝ
をも踏ゝ既ゝ弐
のみをゝいて。齋鄭宿禰某
八幸皇ゝ大兄と申し臣
祢と申ゝ奈延の朝祢
もいひ。人をあうむ
氏ゝ皆その氏
のかみ
のかみ祢のうへ
ゝ
○畢祝ゝ
ゝ
ゝ

孫命乃同殿裏爾奉入罷出
人能選叱所知志古語云
能伊須呂許比阿禮比坐手言直志
和志古語云夜波志坐氏伊須気余許比の伊八発言なり須気余八須の略許比ハ許の延言なり
て須ら気なり也こハ右まいへるあくまでもんなりばあるをよりてぐらいかう用ゐるなり
の國人競會して率と云も若き男らしずまる事あるをそれさへ
きおのづからまたるものなりかくあるべきをいふ
しづやひまし皇御孫命朝乃御膳夕乃
女神の功をとく。

御膳仕奉流比禮懸伴緒
おくるも絹敷ぞ。中宮の傳。領巾四條料、紗三丈六尺。條別九尺。
万葉の詩比禮もい倍るもの也。
緒手。作會を造る男ぞ。也業する人ハ。
幣を頒つるにいふがあしし。○伴緒ハ。集會よ。既よ忌部の。
ある。多くたむるを。同じ。
る。部のおのをしものをと訓。
ぞといふもの。
と云し男ハ。借作と訓べし。
職員令に采女六十人延喜采女司式に采女四十人と見えたり。同令
内膳司に膳部六十人掌送御食云云といへり。御食に仕まる
時男も雑女もテノ頸巾を用ゐる也。手蹤足蹤。古語云ニカヒシ
麻我比ト。不令為氏。

大御膳の仕奉る状

なやらひつつまのおごそかにはべりせむや。親王。諸王。諸臣。百官人等乎。親王諸王等乎。諸臣等乎。諸人等乎。諸人等乎。諸人

四方内外御門　爾内とは中重より諸門外とも云高域の諸門をいふ京城諸門のまもり巫の禊ぬさをもふ

如湯津磐村久塞坐氏　五百とは多くおほきなり

○禍を攀賀と訓ハ所謂大禍なれバ大禍なるほどハらひ清めんとて祓ハらへとこそ祈ねがふなれバ禍ハらへをもて攀賀と訓ハ非也

○會ハ合なり

○會ハ合なり

四方角興疎備荒備来武利　疎ハ遠なり

天能寐我都　弥遠の御言向よ矛盾しての御言向なり辞也荒備も同

備ハ吏利の誤なるべし

比登云神乃言武惡事爾古語云寐我許登

古事記に初於中瀬隨加豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神訓禍云曲事也

賀下數之次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也

○禍津日神ハ惡神なり直毘神ハ善神なり

○枉ハ曲なり

枉く有相寐自許利相口會賜事無久

○蠱物ハ蠱惑なるべし

曰ふことを也次相率相口會事無久とハ

○會ハ合なり

のあらん限をもらさずをと訓べし

○會ハ合なり

○會ハ合なり

○會ハ合なり

まくれく　朝波閉門夕波閉門氏の参入能
出人名乎問所知志。御門守おもを即咎過
在乎神直日大直日　爾。備へ万利の給ふ状辞也。
見直聞直坐氏御門のお入り。咎過あるをも。緩く
よき解ふるそのうらを
をもかしこみ　平
故爾。櫛磐嚊命豊磐嚊命登御名乎
稱辞竟奉久
良氣安良氣令奉仕賜
白。

○六月晦大祓。十二月准之。

祓ふるやうは。古事記に。伊邪那伎命黄泉より到まして。穢
れたまひしとき。筑紫日向の橘の小門の。大御身に着
たまへる。御衣御袴御冠。また御身の。ありとあらゆる
物まで。悉く投棄たまひしかば。其投棄たまふ
毎に。神成坐り。また其中に。滌ぎ坐る。水の瀬
ありて。滌ぎ坐る。ことをも。詳に記されたり。又須佐能
男命。罪せらるゝ。状あるをも。詳に記されたり。
かくて。上の御自物。城捨の。他。そこ此の。
法まであるを。これ。その二大御神を。始めまつり
て。後みとまされる。法として。人の代にも行はる。その由
縁。那伎命。の。被身滌ぎ。遊ばせる。大御神たちを。
須佐能男

沐浴して出しまつる
おもて

○風詞考中

令て續紛を誅し、御身を避つゝ掃ぞ拂みんゝ
めひ訣式を行むことは
の三つのことを行ふ大祓ありて
そをよみまつることは
○上代の大祓式
既崩註爾驚懼而坐殯宮更取國之大奴佐而埋之求生剥逆剥
阿離溝埋畚戸上通婚下通婚馬婚牛婚雞婚犬婚之罪類爲國
之大祓而とあるを
ふるう右は
五年八月詔曰四方爲解除用牧則國別國造輸祓柱馬一匹布
一常以外郡司各刀一口鹿皮一張鐶一口毎戸麻一條
星疾などにもあり又同紀十年七月六日に令天下悉大解除同紀朱鳥
元年七月にも有。此は持統天皇紀に見えぬれば
○文部が解除
文武紀に御代始の
もて六月十二月に
生侶にも
大祓も有しかど
ことゝ
ぬるおほうへ
月晦日の
上天皇崩ましゝ
を
○神祇令に凡六月十二月晦日大祓義解云謂祓者解除不祥也東西文部
謂東漢史直西漢文首上祓刀讀祓詞謂文部漢音訖百官男女聚集祓所
中臣宣祓詞卜部爲解除有其後元明天皇養老五年七月
の紀に始令文武百官率妻女姪妹會於六月十二月晦大祓之

次ニ元日ニ儀式ヲ行フ事ヲ解ベシ。

○良ニ吉家ニ吉事ノ重ノ日ト云フ事ハ後ニ出シヘシ。

處ヲ元由ヲ令ト定メ式ヲ號ヲ有ニ依テ例書女云ヲ加ヘ纂ヲ

○大政官式ニ凡六月十二月晦日於宮城南路大祓太臣以下

五位以上就朱雀門辨史各一人率中務式部兵部等省中見參

人數百官男女悉合祓之臨時大祓亦同云云式條文親王

ヨシ。臨時大祓ハ建礼門ニ

○ヲ式ニ大祓ノ事ヲ載ヲ中臣祭文ト有ヲ是ヲ皆理ヲ

ヒ朝野僉載ヲ中臣氏ノ家ニ

祓詞ヲ中臣氏ノ家ニ

臣祓トノ事ヲ

ヲス

祓ヲ

大祓ノ

○

○承平天暦ノ比ヨリ

て我ガ

て文ヲ

あじかむ

しのようにも

ニ

の御代ヨリ

みそぎ

大祓詞ヲ

といふ

唐使ノ

船波早家無

その事ハ

ますそ

ヲみめ

○ヲ今ノ

朝野僉載ノ

ヲ

て。云云ハみれ矢ひつまでゝ。そのはをゝりつゝ。こんかく
そゝもつて。神社ごとの名を錯社そしる法も有べし。伊勢カノ
大神宮のごとくいはゝ。有めでたき号也。又ゝの年
どもよ。我国を孫なる瓊玖と有る尊の生ハ日本紀撰の時なり。境
しはゝうゝもおもふ。ことなれ。ゝ。ゝ。ゝ

もあるべきことなり。

○集侍 つどへ侍ふ。

等諸聞食と 諸聞食せと。

○親王諸王諸臣百官人等 皇朝庭爾仕奉留比禮挂伴男頸掛伴男 ○式部省の官人。

○止宣 宣し。六位より下百官人。

○神樂次第 天皇 ○式部省の官人。

○文の錦帛おのおの 文の錦帛のごとき。

○氏々の人等 氏々の人。

○内侍 ○神祇官の官人。

○忌部 ○神祇官の官人。

○五伴緒中に二命女 五伴緒中に二命女。

○卜部 ○神祇官の官人。

○大祓 ○式部省の官人。

○中臣 ○神祇官の官人。

○宮内省 ○式部省の官人。

○諸部 ○式部省の官人。

○雜々罪 雜々の罪。

○今年六月晦 今年六月晦。

依のまゝそれぞれに授けたまふ。

○新嘗祭の時の八神殿の儀

まづ中臣忌部の二人。御殿の内に入りて。天照大神。高皇産霊神。神皇産霊神。三柱の神の御前に。各横刀と矛とを置き。次に忌部。御殿の内に入りて。天照大神の御前に。

津神ノ御言ヨ高産霊尊欲極皇孫君臨此地故先遣我二神駈除平定
汝意如何當須避不ト有ヤ乎カ時ニ大名持ノ代ヲ申サク吾ハ不
天孫ノ避奉仍ヒテ奉ラム乎ト即チ其ノ子ノ事代主ヲ召シテ
これらの子ども
事代ノ言ヲ以テ
すべて答へ申さく
ゆるしたまひつ
ともに
ますべし
ゆるしたまひつ
ともに
ますべし

○景行天皇紀の御歌
うつつをやこれ

ヤハラ

ヤマトノ國之真區

モナカ

中 登上只譽

ヤマトノクニ

大倭 國ぞこゝ

ヤマトノクニ

國ぞ共

ヤマトノクニ

大倭 國ぞこゝ

ヤマトノクニ

國ぞ共

○今の大和ことば。

○景行天皇紀の事実之中。有旨高見國同紀の從上総轉陸奥云々。報実既平。自日高見國還西南歷常陸至甲斐武藏國。按生部。日高見神社。

ヤマトノクニ

國ぞ共

ヤマトノクニ

國ぞ共

ヤマトノクニ

國ぞ共

國の安けからしむる也。

○或説に日の照ること高日と云ふ説に非ず日向國のさる事も有をとゝゝそしてあやまりの文をもさる説給へり世のさるものゝ云ふをもおのがくそれをたゞよく省くてふ事をいひ通してふべし。

○神代紀一書に素盞嗚尊妙害姉

御蔭日之御蔭止隠坐氏安國止平
千五百歳のあひだ伊勢非美給ふ。
○萬一日殺千頭ひのもとゝれど伊勢非殺給ふ。吾一日立
益人といふことをもて云ふ。
罪事波天津罪止
罪の數をそ。
畔放あハ放ち
過犯家々
年らむの略し。
雑々
氣久所知食武國中亦云々
天之益人等我
生のみちらしなれバ云ふ。
成出武
中をつゞめ。

田畔則塞溝埋樋放頻蒔
子秋則神嘗伏馬
云ふなるの抑嘗と秋の略。
溝埋
しるをもて云ふ。
樋放
そゝぐ。
頻蒔
しきまく。
重播種
紀。重播と書きおとして訓。
串刺
今もうゝらの田ハ杭串有て
田更多し。神代紀。
口鋭田
此皆焼地。
生剥逆剥
剥て下ざま。

○祓詞考中

食の伝聞ひとしてあるべきことなるべし。

○新戸罪戸などの戸はひめくりまどと訓べきなるべし。

○神代紀一書に逆剝と書し他の剝もみな逆剝なり。

いきほひといふまでのことにて。○古事記に穿其服屋之頂逆剝天斑馬剝而墮入とあるも也。然るを或人逆剝を死ごとに剝ぬるをいふなどいへるは。いかに。元来。死獣の皮を剝ぬるハ常にて。死とせばまでの罪の條にいふべきことにて機織に元より携ふべきわざにあらず。又生剝ともいひがたし。生剝天斑馬を機屋に入れたりとせば。更の機を剝とりふさんもなきわざなり。

○罪戸などの戸ハひめくりまどと訓べきなるべし。

○神代紀一書に逆剝と書し他の剝もみな逆剝なり。

罪

手。右の七つの罪をいへるなるべし。仁徳天皇紀に大子伊羅那鶏區曽虚珥於墜比傳が那志鶏區虚々珥於墜比傳万葉のみ。許々久云々。曽許婆久毛。

の多きをいひぬるまゝ。此所其所といふ也。然るを太久と濁りて。其所許許久の数

○今年解みうしん雑祝祈の九実の年二
さも多く穫しあるハさも
祭。ゑつあ姓氏録に泉
つも高麗朝臣皆
高句麗王ともそつ
○仲哀天皇紀に神いまさ
韓ゑつくしハいつ
おくみハのつもハ
ゑつのさ祭かく
わうみ神もこゝろ
をも称もこゝろ
も大
祭。備よおくみ
ゑつまつてのす
ハ神をハ仲哀の
まよ逆のほ
てもよる色の
ぐ此もべうん。
○なる称の仮母を貴

実ハ シラビト。〻〻 白人古久 弥 荷田大人 東雅乃新考人ぞ 祭人 ゑつまし。
つゑみよのをゑんだ。な世誤
ハ。ゑ書よ おんな。かくて 朝よ。母
ぬまも。ゑ〻こゑの来ゑ 仮ゑ。多く
ゑもむゑ。もよ〻ハ。ゑ 仲哀天皇紀に
おくみハのつもハ。此 祭ハ次の母
す。○感紀よ推ゑ 百済人の 面身 白
和名抄よ。白癩之良波太 瘡岡 古々 とあ 実。
ゑ起ゑう 祭ゑい 白人 ゑ 祭ハ
孫ど。白人 ゑ 祭ハ
ゑ 祭ハ
ゑ 祭ハ

の上を決づべし。仍て考ふるに、右の二史親ら
つぶさにして、真にその見聞実録と謂つべし。二
人古久羅ると。こゝもそれにハ乱れて、或ハ久の
ハ落ちなどせしやうにも考へぬ人のかく書しなるべし。

高津神乃災

タカツカミノワザハヒ

仲天皇紀。有如風聲呼於大虚曰。劒刀太
子王也。亦呼曰。鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹
葬立往也。俄而使者急來曰。皇
妃薨云云。天皇悔之。不治神祟而亡。皇妃更求其咎。或者曰。
國而悉校車持部兼取充神者必是矣。天皇到喚車持君。以推問之。事既
實焉。因以數之罪曰。爾雖車持君。縦横校天子百姓罪一也。既分寄于神
祇。車持部兼奪取之罪二也。則負惡解除。善解除而

高津鳥乃

於長緒崎而令祓禊云云。

下も却崇神条の天椎彦反言不申氏。高津鳥殃亦依氏。立處身

災

亡緒ちさ

怪を実て先とりもあへず。上の大数なるハ。天血垂死なるこ
もに伝ふるものなれバ先を引こゝろ。
出雲しめの八弟の葬より迫めて
て生前を求おしく大祓をせしこゝろ。
大祓者歟を以て。

タモノタフ

玉田朴

志。

ニシ

蠱物為罪

高もし下ハ引
つゞけてくるなり

大祓詞考中

○祓詞考中

○此五

○祓詞考中

○此五

○祓詞考中

○此五

大中臣

大中臣ハ。天兒屋命掌其解除之大祓辭而宣之。とみえ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

枝を白幣、麻等を、或は國の弥遠に頓己下、乃至、弥栄と祝詞を申すも、是に准へ知べし。

○天をこゝにのみ、森をこゝにのみ、天の四方八面と、望こゝにのみ、又刑の縄を解放つ、などいふも、皆、上つ代の、ふつゝかなる、ことばづかひの、なほ、古語拾遺などの、ふりたる、ことばづかひの、なほ、古語拾遺などの、ふりたる、ことばづかひの、なほ、古語拾遺などの、ふりた

之末（スエ）。末ハ山の上也。榊葉と。山菅といふ。ごとく。短山之末爾（ヲヨリヘニ）上坐（マシテ）氐（テ）。
今みづ〻山とも。むらさき繁く。いろ〳〵の花のいろ〳〵。実のいろ〳〵。みづ〻しく。なりあひたるを。考へたるなり。迦具土の神を。殺しまつりたまへる。正鹿山（マサカヤマ）づみの神。次に。八つ山と。ならべのみ。頭よりなれる。まで。悉皆山づくしに。なりたまへる。短山（ヲヤマ）。これ。伊穂理（イホリ）短山之伊穂理（ヲヤマノイホリ）。
高山（タカヤマ）之伊穂理（イホリ）短山之伊穂理（ヲヤマノイホリ）。
理乎（リヲ）。掻別（カキワキテ）氐（テ）所聞食（キコシメス）武（ム）。伊穂理（イホリ）ハ。もの山の。氣騰（イキホ）りを言（イヒ）。掻別（カキワキテ）ハ。おのれ〳〵。治（シラ）すべき。ところを。分（ワカ）ちたまふ。ことをいふ。聞食（キコシメス）ハ。皆。氣（ケ）ながく。ゆたかに。なりたまへる。ことをいふ。也。ここまでの。ところ。也。
○一本。伊穂理（イホリ）ハ。短山（ヲヤマ）之。伊穂理（イホリ）。
皆氣（ケ）ながく。ゆたかに。なりたまへる。ことをいふ。也。
此世（コノヨ）いまだ。めぐみ。ゆたかならざるを。ほめたまへる。ことばなり。
そ。ぢ。ぢ。ぢ

○卿を深さこそう
○或ハ雨ハ雪ハ
山深山とあるからそ
さこそ下雨雪の
也云のそ雪を
きこそほくそこそ。

雲乎吹放事之如久朝之御霧
朝風夕風乃吹拂事之如久一の
邊爾居大船手大津の百の船
舳綱解放氏大海原爾押放
一本綱のそ元
解放氏。舳綱解
車之如久二の
彼方之繁木本乎繁ある山
能迦具夜麻斗迦麻迩佐和多流久毗比波頃曽多和夜賀比那遠と云
都はるかに。山里のそ元
能迦具夜麻斗迦麻迩佐和多流久毗比波頃曽多和夜賀比那遠と云
事之如久。三の
夜伎多知遠乃奈弥の努枝
こそも夜伎賀と
ハ。
止。祓給清給事
短山之末
理爾
遺罪波不在
落多岐佐久那太

○祝詞考中

必まゐし濁ハヤカハノ之瀬坐須。石ぬよう置き多藝和龍津速ほとゝぎすみなー。

瀬織津比咩止云神。識ハ借まし。常に忘志の詞をもよ言を忘志の詞をもよ。

とう川のおやまる神なよ雲也毛々ちる祝る。伊那那岐命し御子漢神速秋津日子速秋津日賣二柱神。因河海持別生神のすれ水分神を申ぬ。こゝうまる山越山のまえ。六御縣の山口ふ坐云云山々乃自口狭久那多利下賜ぬ。又次の二神ふ国大御祖神ふつけ坐まる神なまバ。

○荒ハ荒山。荒野ゝ国ど。世ぞなれて生るぞく有ぬと云詞なり。

○姫ハ瀬くなるか。ふそ。あそこ。ハヤアキツヒメノミコトのそこのく。

鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百

○南海の海ゐよ。ふ。ハヤアキツヒコノミコトのいと奥ふ潮をとうふ。なゝとく潮よりも疾く。通ふ。ハヤアキツヒメノミコトのいと奥ふ潮をとうふ。なゝとく潮よりも疾く。

八百會坐須大海乃。

東へのかぜ。

○寄ぬ。

八百會坐須大海乃。

東へのかぜ。

如此持出往者荒鹽之。

鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃

或人いはく。言葉を辞を重ねて香青香黒などいひ催馬樂。加
与利安比ホカリアヒ。後の物語ものにも。かうしもすぐるまじといへる。如
此ことの末ついよ〳〵盛ならんをおもふよ。祭文ハ。可可二字のこせるは。恐べし。こハそのものを呑音をいはゞ。鳥〳〵呑
嘆こその〳〵音をかぶ〳〵とかぶとといふ義
多き故。おもふべし。万葉に。統陸奥の鳴鳥とあるも。うみづの
俗言。清く泣は。音なし。かゝるをもて。その〳〵音をおもふべし。
喉のかたちをよくいはゞ。
泣らひさうはぢの
笑ゑくぼとのごと
なるものゝ〳〵なり。
ものゝ名ゐふべ
きにあらず。

如此久可可呑
氏波氣吹戸爾坐須。
氷吹生磐土命ヒフキイハツチノミコトと名かしこきも。
こゝのみ。氣吹戸主ト云神根之
國底之國爾。氣吹放ツキハナチ氏
年。如此久氣吹

放氏
波根之國底之國爾坐
古事記ニ須佐能男命ノ云云。僕者欲退於妣國根之堅洲國ト云云。神代紀
一書ニ須佐之男命ト。不可居於葬原國宜急適於底津根之國乃共逐
降去ハヤリ矣。速佐須良比咩登云神
受ケて遣るべしと云々。又佐須里ト云ハ。底ハ限しき義
ぞ。里ハ良比の約ちて。佐須良比ともいふべし。
須良比共氏ハ底ツヒ根ネ百姓流離のさまをあはみぞうらびなげく
如し。訓ミくだしの仕て上の御世織津氣吹戸速佐須良比咩ノ神の御名ハ物
もえきゝわけれど。処〳〵に狭〳〵神の坐ぬ所なく。神の御心ハ思ふまゝ
にをなして。その功ハ人ごとに。かく名づけ申せしぞ。たゞこと
をゐふやうにあらぬ人さへ。惑ふ祝詞ぞ。如

此失氏天皇我朝廷爾仕奉留官々人等乎始氏天下四方爾自今日始氏罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎馬八耳疾駅乎以氏祓給事乃志多米といへるをもて名とす。諸聞食止宣。

○諸聞食とも下部

百官称唯てこゝ〻の如し。四毛國下部等大川道爾持退出氏祓却宣氏四毛とも下部等八解除のすることをいふ。下部と称するは何ぞといふに四毛と假字にかけるそ。古訓の難とするところのみをかゝげて余は略せり。

○諸詞考中

解紳ヲ換ヘ又平野祭ヨリ宮主奉社ノ被詞ノ細書ヲ到ス被清之處以下
形令吻到中臣祓詞ナリ八十續ノ後ノ後ノ卜部ヲシテ八張取割之處解繩給畢。宮主退出トアル者ヲ
リ之ヲ見ルニ此ノ後ノ後ノ卜部ヲシテ八張ト割ヲ上ヨリ下ヘ八針ヲ八張ト
ヨリ之ヲ見ルニ此ノ後ノ後ノ卜部ヲシテ八張ト割ヲ上ヨリ下ヘ八針ヲ八張ト
ヨリ之ヲ見ルニ此ノ後ノ後ノ卜部ヲシテ八張ト割ヲ上ヨリ下ヘ八針ヲ八張ト
ヨリ之ヲ見ルニ此ノ後ノ後ノ卜部ヲシテ八張ト割ヲ上ヨリ下ヘ八針ヲ八張ト

○倭文遠應神天皇ノ御時百濟ヨリ貢セシ阿直岐ノ末也。河內文首ハ同御時同國ヨリ來ヘセシ王仁ノ末也。カヽル氏

○東文忌寸部獻横刀時呪。西文部准之。

トウノアヤノイミキガトモノフミベニタチヲタテマツルトキノノロ。ニシノアヤノフミベハナゾラフルナリ

栄冬ノ東西史部ニ云云。義解ニ謂居在皇城左右故曰東西也。前代以來乖世繼業爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也。下ノ

○おくに顯と齋の
祓戸の祓を修へと。
天武天皇の御時。
共に長岡の
へらる。

實埴。大和於宇奈
たるを。河内國の
祓せよと命ありぬ。仍て此史をや下しつかはされ
祓へしめたり。（獻）横刀云云。神祇令。六月。十二月。晦日。
大祓。東西文部。謂。東漢文直。西漢文首。上祓刀讀祓詞。謂。文部讀音。訖百官
男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。下部爲解除。今俗云祓
大河邊。祓世和世の御服を。大御身に。
世祓と。中臣。又中臣の女仕奉と。如此くして祓へ。
と。人形まもちて。漢音凡兎。
右中臣の女。宮主。
もう。

謹請皇天上一帝。史記の天官書に中宮天極星。其一之明
公之別名。者。太一帝居。正義に。紫一天帝。旁三星三
公。之。
三極大君。上に
云。日月星辰。八方諸神。

天官書。男參五殘星出正東賊星出正南司危星
出正西獄漢星出正北地維咸光。亦出四隅。司命司籍。星經に司
命。司録。司危。司非。各二星。云云。右各主天下壽命。爵録安榮。危敗是非之
事。○天官書に云。四曰司命。六曰司録。索隱曰。司録賞功進士。司命主災
咎。
左東王父。老君中經に。東王父者。青
陽氣也。云云。在蓬萊山。右西王母。
同經に。西王母者。大陰之
氣也。治崑崙之金城。五方五帝。星經に。五帝內座。在
華蓋下覆帝座也。四
時四氣。各司其星あり。捧銀人。請除禍災。今本銀を。
祿に誤。
捧以金刀。請延帝祚。四時祭式に。大祓。金。銀裝横刀。二
所預と見ゆ。こゝに金人銀刀をいふぬ。文の脫たるまゝ。式にそれ〳〵
るぱくその脫字ども脫ちよ。文部卿語の下に進て。右と中臣の女に付て。